

令和5年第3回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年3月27日(月)9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小城和之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 横峰路子 |
| | 瀬川隆司 |
| | 大庭史善 |
| 生涯学習課長 | 吉村隆宏 |
| 生涯学習課 | 安藤好博 |

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第3回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を3月27日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

なお、都合上、審議の順番を変更します。日程第2から日程第4までを順次繰り下げ、日程第5を日程第2とします。

報告第8号 職員の人事異動について

小西教育長 日程第2「報告第8号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年3月13日付けで発令した職員の人事異動につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第25条第2項の規定により、教育委員会において決定すべきですが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に代理し発令したものです。

このたびの人事異動は、生涯学習課の加藤豪課長補佐兼社会教育係長が3月

13日付けで、総務部総務課付けとなりました。また、同日付けで、吉村隆宏課長が社会教育係長の職を事務取扱として兼務することとなりました。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

議案第5号 職員の人事異動について

小西教育長 日程第3「議案第5号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、総務学事課は、主幹兼教育総務係長の瀬川隆司が総務部総務課に主幹兼総務係長として転出し、総務部産業振興課の丸茂宣潔課長補佐兼商工振興係長が課長補佐兼教育総務係長として転入します。生涯学習課の岡村篤子主査が転入し、金山明男主任が総務部産業振興課に転出します。また、大庭史善主事が主任主事に昇格し、橋村哲也参与が引き続き再任用となります。

続いて、生涯学習課は、吉村隆宏課長が市民生活部市民税務課長として転出し、消防本部消防課の川村恭彦課長が課長として転入します。安藤好博主幹兼施設スポーツ係長が市民生活部市民税務課大竹支所長として転出し、健康福祉部保健医療課の新畑房恵主幹兼健康増進係長が主幹兼社会教育係長として転入し、総務部企画財政課の武田宜裕課長補佐が課長補佐兼施設スポーツ係長として転入します。森永明子主査が健康福祉部地域介護課に転出し、市民生活部市民税務課の山田静主査、総務部企画財政課の田村直也主査、市民生活部市民税務課の作永慎治主査がそれぞれ転入します。また、小井佑一副主任が主任に昇格し健康福祉部福祉課に転出します。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第6号 大竹市給食センター設置条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第4「議案第6号 大竹市給食センター設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市給食センター設置条例施行規則は、大竹市給食センター設置条例に基づいて、給食センターの運営に関して必要な事項を定めたものです。

この度の改正は、大竹市学校給食費条例の制定に伴い、令和5年度から学校給

食費の管理を私会計方式から公会計方式に移行するため、本規則に規定する学校給食費の取扱いに関する規定を一部改正しようとするものです。

まず、第2条第1項第2号の代行調達を調達に改正するものです。この改正は、大竹市学校給食費条例第2条において、市長が学校給食を実施すると規定しますので、代行調達ではなく調達に改めるものです。

続いて、第4条第3項から第5項までを削り、第7条第1項を削り、同条第2号を同条第1号、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とするものです。これは、大竹市学校給食費条例第3条において、学校給食費については市長が徴収すると規定し、市が学校給食費の徴収管理をすることになるため改正するものです。また、大竹市学校給食費条例第4条において「学校給食費の額」と規定していることから、第7条第2号の「学校給食費1食当たりの標準価格」を「学校給食費の額」に改めるものです。

続いて、運営委員会の役員について、現在、給食会計を私会計方式で実施していることから、給食センター運営委員会の役員に監査を置いていましたが、来年度から公会計方式となるため、市の監査を受けることとなりますので、第9条第1項第3号及び同条第3項第3号を削るものです。

施行期日は、令和5年4月1日からとしています。

ただし、これまで給食会計の監査報告を翌年度の第1回大竹市学校給食センター運営委員会で行っており、例年7月に開催していることから、第7条第1号、第9条第1項第3号及び同条第3項第3号の改正規定は、令和5年8月1日から施行するとしています。

池田委員 私の中で、私会計方式から公会計方式に変わるということと、給食費無償化が一緒になってしまっているのですが、第4条第5項の給食費を学校長が徴収する規定が削除されているのは、無償化によって削除するのか公会計化に伴い削除されるのか教えてください。

事務局 給食費の徴収が公会計方式になるので、市長が徴収する形に変わります。学校給食費の徴収ということで、大竹市学校給食費条例の第3条にあります。こちらに大竹市長が学校給食費を徴収するとありますので、給食センター設置条例施行規則第4条第5項の規定を削除することになります。

池田委員 無償化と公会計化が混ざっているのを教えてほしいのですが、今までは口座から引き落とされたものが学校会計に入り、食数分を給食センターに支払う形になっていましたが、保護者が直接市に支払う形になるということでしょうか。学校の事務職員もかわらなくなるのでしょうか。

事務局 保護者が直接市の口座に振り込むということになります。

池田委員 その話であると、今までであれば保護者の未納が学校も把握ができていたのが心配はなかったのですが、これからは出来ないということなのではないでしょうか。

事務局 学校給食費の徴収、管理は市が直接対応することになります。直接学校が知りうる事は無いのですが、その辺りの問題につきましては、学校と連携しながら進めて行こうと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。
本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第7号 大竹市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第5「議案第7号 大竹市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市民スポーツ広場は、大竹市消防署と大竹市休日診療所の間に位置し、敷地面積6,250㎡の中に、舗装された「多目的コート」及び「ミニバスケットコート」、砂地の「多目的広場」及び「ゲートボール場」の4つの施設があります。当該施設を使用しようとする者は、大竹市民スポーツ広場設置及び管理条例第5条において、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされています。

大竹市民スポーツ広場の使用許可申請の受付事務は、広場に隣接していない総合市民会館で実施しており、現状広場の使用時間は午前8時30分から午後5時までとしています。総合市民会館は、その開館時間が8時40分からとなっており、広場使用の受付ができない時間帯が生じています。また、日曜日及び振替休日の広場使用については、総合市民会館が午後5時に閉館することから、広場の閉場作業等が同時平行できず、総合市民会館の受付業務に支障が生じています。ついては、大竹市民スポーツ広場と総合市民会館の受付及び閉場・閉館業務を円滑にするため規則の一部を改正するものです。

改正内容ですが、大竹市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則第2条は広場の使用時間を定めており、規則中「原則として午前8時30分から午後5時までとする」を「午前9時から午後5時（日曜日及び振替休日は午後4時30分）までとする」に改めます。

最後に、附則ですが、本規則の施行期日を令和5年4月1日としています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 総合市民会館の受付業務に支障が出るということで、使用時間の変更は良いと思います。スポーツ広場は駐車場として使われることもあると思うのですが、そういう場合もこの時間帯で大丈夫なのか、「大竹市教育委員会が特に必要と認めたとき」という場合に当たり臨時に対応するのか教えていただけたらと思います。

事務局 市民スポーツ広場の多目的広場を臨時駐車場として貸出しをすることがあり、その場合は事前に駐車場を使うという申請を既にしていただいています。その許可が下りた場合は、受付時間外であっても申請の範囲内ということで認めています。

小西教育長 他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。
本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第9号 大竹市立小学校及び中学校の校長並びに教頭の任免に係る内申について

小西教育長 日程第6「報告第9号 大竹市立小学校及び中学校の校長並びに教頭の任免に係る内申について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 広島県教育委員会に対して、大竹市立の小学校及び中学校に勤務する、令和5年4月1日付け県費負担教職員の任免の内申について、緊急やむを得ず教育長において処理したため、校長・教頭及び事務長について、その報告をし、承認を求めるものです。

まず、校長の異動についてです。令和4年度をもちまして、玖波中学校の渡部智子校長が定年退職となります。玖波中学校には、廿日市市立佐伯中学校から小田大介校長が異動してまいります。大竹中学校の十亀琢磨校長は再任用更新で、引き続き校長となります。なお、小田校長は、佐伯中学校で校長として4年間勤めておりまして、その前は、大竹中学校の校長として勤めていました。

次に、教頭の異動についてです。玖波小学校の浮田和枝教頭が定年退職となります。玖波小学校には、廿日市市立阿品台中学校より木村央子教頭が異動してまいります。小方小学校の前田静樹教頭が昇任となり、神石高原町立三和小学校に校長として異動します。その小方小学校の教頭として、大竹小学校の藤田真紀主幹教諭が昇任して異動します。また、大竹中学校の山本綾子教頭が廿日市市立廿日市中学校へ異動となり、大竹中学校には、小方中学校から内藤厚教諭が昇任して異動となります。

最後に、事務長の異動についてです。小方小学校の土肥里恵事務長が熊野町立熊野中学校へ異動となり、小方小学校へは、廿日市市立地御前小学校から河野浩子事務長が異動してまいります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
池田委員 小方中学校の内藤先生が、大竹中学校に異動になっているのですが、後任はいないのでしょうか。

事務局 現在、内藤先生は教諭なので、理科の教諭が入ってきます。
小西教育長 本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

協議・報告事項 令和5年度大竹市教育委員会学校教育概要図(案)について

小西教育長 日程第7「協議・報告事項 令和5年度大竹市教育委員会学校教育概要図(案)

について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、1番上の「教育目標」及び「めざす子供像」は変えていません。「教育目標」は、『笑顔・元気』かがやく大竹っ子の育成」です。学校生活が充実して笑顔で毎日が過ごせること、心も体も元気に、そして、自己肯定感を高めながら自己の能力を発揮できる、かがやく大竹っ子を育てていくことを目標としています。

「めざす子供像」は「自分の力で人生を生き抜くたくましい子供」です。具体的には、「自分の思いや考えたことを表現する」、「他者と力を合わせて協働的に問題解決する」力を育て、自立した人間となることを目指していきます。

「教育目標」及び「めざす子供像」の実現のために、令和5年度も「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を三つの柱として取り組みます。昨年度との主な変更箇所について説明をします。

まず、「確かな学力」についてです。『主体的な学び』の実現」では、児童生徒の主体的な学びを実現するため単元計画を学習者起点となるように考え作成すること、教員が児童生徒の学びをファシリテートする指導力をつけ、教師主導の知識伝達型の授業からの転換を図るよう取り組みます。

「学力の向上」では、「個別最適な学びの推進」を入れました。個々の児童生徒の実態や授業の目的に応じて、学習形態や進め方を工夫するなど、指導の個別化や学習の個性化への取組を進めていきたいと考えています。これに関連して、ICTの活用を示しておりますように、導入3年目となるタブレットについて、授業のねらいを達成するための効果的な活用の在り方を考えたり、タイピングやプログラミングをしたりなど、児童生徒の活用スキルの向上を図っていきます。

続いて、「豊かな心」についてです。道徳教育の充実に向けての二つの取組は変わりません。「確かな学力」の「主体的な学び」にもつながるところですが、児童生徒が考え、議論することで、深い学びのある道徳科の授業づくりを進めていきます。

生徒指導については、不登校児童生徒が増加傾向にあることから、関係機関との連携を図りながら教育相談体制の充実を図り、居場所づくり等を進めることで不登校児童生徒の減少につなげていきたいと考えています。

次に、「健やかな体」についてです。今年度からの変更はありませんが、体力・安全教育・食育ともに、児童生徒が自ら考え行動する実践力をつけていきたいと考えています。

ここまで説明した、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を支えるベースになるものが、「地域の教育力の活用、家庭・地域・関係機関との連携」と「一に安全、二に学力を合言葉にした、安全で安心な学校づくり」です。

「小中一貫教育」については、「各中学校区小中一貫教育企画委員会の設置」「9年間を見通した教育活動の推進」「小中共通の学校教育目標の設定」「中学校区ごとの教育研究の充実」の4点を中心として、引き続き推進してまいります。

令和5年度の県教育委員会の指定事業です。

「探究的な学習の在り方に関する研究推進地域事業」は、大竹小・中学校が連携して3年目の取組となります。

「小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校事業」は、引き続き、玖波小学校が取り組みます。

「小学校教科担任制推進校」は、大竹小学校に加えて小方小学校が指定校となりました。小学校高学年において、専科教員の配置や学級担任間の授業交換を行い教科担任制で授業を行います。

「生徒指導サポート実践校」は、引き続き大竹中学校です。

新たに指定となった事業二つについてです。

「道徳教育推進拠点地域事業」は、小方小・中学校が指定地域となり、小中で連携して、発達の段階に沿った「考え・議論する」道徳科の授業づくりに向けて研究を進めていきます。

「特別支援教育を生かした個別最適な学び推進プロジェクト」は、県の新たな指定事業で、玖波中学校が指定校となりました。県教委の指導を受けながら、特別支援学級の指導の充実を図るとともに、通常の学級も含む学校全体で、特別支援教育の考え方を生かした授業改善に取り組んでいきます。各指定事業での成果等を市内小中学校へも普及していきたいと考えています。

なお、加配教員がついている事業は、探究的な学習の在り方、小学校低学年からの学ぶ喜び、小学校教科担任制、生徒指導サポート校、道徳教育推進の五つで、一人ずつ加配教員が配置されます。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 全体像としては、これで十分だと思います。不登校の子どもが増えていることは、大竹市だけの傾向ではなく広島県、全国で増えてきていると思います。「生徒指導の充実」のところで「教育相談体制の充実による不登校児童生徒数の減少」とあるのですが、不登校の子ども達のための別室のサポート体制がどれだけ整備されているのでしょうか。不登校の子ども達の原因に授業が面白くない、分からないという事があると思います。それが、「確かな学力」の「個の実態や目的に応じた個別最適な学びの推進」のところとすごく結びついていると思うので、是非これを推進していってもらいたいと思います。もう1点、「小学校教科担任制」についてです。このことについては文部科学省も推進しており、大竹市としても進めているということは素晴らしいことだと思います。具体的にどのように進めているのでしょうか。授業の公開や、担当している先生のお話を聞くことが出来る機会があれば聞いてみたいと思います。

事務局 不登校が増えているということに関連してのご質問でしたが、まず、別室の指導についてです。加配教員が配置されての指導については、大竹中学校がスペシャルサポートルームの加配ではないのですが、生徒指導全般の加配が一人配置されているので、別室の指導についても加配教諭のついた指導が出来るようになっていきます。その他の学校については、適応指導教室という形で別室の準備をし、教室に入りづらい子どもについては、そちらの方に行きながら学習を進めている状況です。しかし、加配の教員がついていないのでそれぞれ授業

の空きのある教員で担当を決めながら子ども達を見守っているという状況で、これについては、来年度も各学校で引き続き取り組んで行くように考えています。教科担任制について、今年度は大竹小学校が指定をされ、加配教員が配置されています。主に6年生の授業で、専科教員と担任が三つの授業を受け持ち、加配教員はそれ以外の時間はその他の授業にも補助をしに行く形となっていました。来年度は小方小学校も新たに「小学校教科担任制推進校」の指定となり、一人加配がつくこととなりますので、大竹小学校と同じような形で進めて行くこととなっています。公開研究会などについては、まだ実施をするという話はありません。また、来年度の教育委員会の時にタイミングが合えば紹介しようと思います。

小西教育長 あともう1点、「個の実態や目的に応じた個別最適な学びの推進」についてで、令和4年度に何か具体的な事例があれば紹介をしてください。

事務局 「個の実態や目的に応じた個別最適な学びの推進」については、二つの考え方があり、一つは、池田委員が言われたとおり個々の進度に合わせた学力補充です。もう一つは、子ども達一人ひとりが課題をそれぞれに見つけて進めて行くという二つの方法があります。主には学力補充で子ども達の学力の定着具合に合わせて、タブレットを活用しながら進めています。これまでもタブレットの中のドリル機能を使って、授業の中で活用したり、持ち帰りの時に活用したりしており、そういったことをより一層活用していこうと思っています。

小城委員 「県指定事業を市内小中学校へ普及」のところについてですが、それぞれがどういった内容で学校がどのように取り組んでいるかは我々の方では把握する事は出来ないのでしょうか。

事務局 今年度新たな県指定事業もあり、各小中学校区で進めていくこととなります。「探求的な学習の在り方に関する研究推進地域事業」に関しては、指定を受けてから3年目の集大成の年なので、公開研究授業を行うものとしています。県指定事業の生活、総合の授業と合わせての公開研究会となるため、本当は小、中学校一緒に行う事が出来れば良いのですが、それぞれの公開研究会を行う事となっています。是非その時に見学していただけたらと思います。また、その他の授業についてはそれぞれで進めていくことになるので、公開研究会など見ていただける機会があればその都度お知らせをしようと思っています。

小城委員 県指定事業という事は県が方針を定めている中で学校が指定されて、学校独自の特色でその事業に取り組むということなのですね。

事務局 そのとおりです。

小城委員 その時に学校はこの事業にはこういった方針で取り組みますという事や、途中経過の成果等は、知ることが出来るのでしょうか。

事務局 それぞれの県指定事業については、県が内容についてどのようにというようなことはある程度の枠が決まっています。加配教員が配置されることとなれば活用して事業を進めていくこととなります。具体的な内容やテーマについては、学校や子ども達の実態に応じて研究内容を考えていくこととなります。県の教員の中では協議会があったり、大竹市主催の研究主任研修等そういった研修で教員間での内容の共有を図ったりしています。公開研究会があれば見ていただくことは出来ますが、その研究内容の進捗具合等を見ていただく機会を別には

設けていません。今年度は玖波小学校で指定校の授業を見学していただきましたが、新型コロナウイルスも収束に向かっていますので、教育委員会を開催するときに機会を設けて研究の進捗具合や、子ども達の取り組み具合を見ていただけたらと思います。

小城委員 「探求的な学習の在り方に関する研究推進地域事業」に関しては3年目という事でしたが、それぞれの事業は何年で設定されているのでしょうか。

事務局 それぞれ県が設定した年数があり、基本は単年です。ですが、「探求的な学習の在り方に関する研究推進地域事業」は3年計画という事で、指定された学校が3年間取り組む事となり、その間、新たな取り組みはしないという事になっています。「道徳教育推進拠点地域事業」については、2年の指定となります。今年度、来年度に取り組む事となります。それ以外のものについては単年という事になっています。

小城委員 県指定事業は、単年であっても複数年であっても、その期間内の児童生徒はその事業を受けることは出来るのでしょうか、その事業が指定されてない時でも同様に児童生徒が同じような教育を受けることが出来るのでしょうか。

事務局 県が進めたい事業を検討し、先進的な事例を作るという意味で指定をされています。県の指定を受けると、県の指導主事や大学の講師を招いて研修も出来るので、まずはそういった基盤を作る一つのきっかけをいただいたと思っています。県指定の期間が終了したら終わりではなく、それ以降も基盤を生かして伝えていき、市内の他の学校にも伝えていくことが教育委員会の仕事だと思っていますので、しっかりとつないでいきたいと思っています。

小城委員 それぞれ指定校の先生方以外も情報の交換は先生達の意見交換で出来ているという事でしょうか。

事務局 はい。

小西教育長 事務局の説明にもありましたが、新型コロナウイルスについても5類に引き下げられるという事で、令和5年度に関しても、学校の子どもの様子や教職員の取り組みも見ていただけるように計画していきたいと思っています。

中田委員 「健やかな体」の中の、「体育・部活を含む学校教育活動全体で進める体力向上対策」とあるのですが、以前から問題になっている部活動の地域移行について、大竹市が実際にどうしているのか、どれだけ進んでいるのか教えてください。あと、不登校についてです。先程の別室に登校出来る子ども以外に、そもそも学校に登校出来ない子ども達へのサポート体制やフォローが何かなされているのかという部分を教えていただけたらと思います。

事務局 部活の地域移行の進捗については、現時点では具体的な方針は決まっていますが、生涯学習課も担当部署になるので、生涯学習課の担当と総務学事課の担当が協議し、今後の方針について話し合っています。外部から話があればしっかりと聞き取りをし、どういった形で進めて行くか検討をしています。来年度については、保護者や子ども達、教職員からどんな形で進めて行くことが良いのかアンケートで意見を聞き、具体的な進め方について検討を進めていきたいと考えています。別室に行けない、全日欠席している子ども達へのアプローチについてです。学校によって子どもへのアプローチの仕方が違うので、一概にいうことは出来ないのですが、学校によっては保護者、子どもと話が出来るようなら子どもと電話連絡や家庭訪問をしたり、学校の配布物を届けて話をしたりというように、できるだけ関係が切れないようにしているところです。それから、学校には来られないが、放課後等デイサービスに通っている子どもも

いるので、その子どもに関しては、放課後等デイサービスの職員の方と学校が連携をとって、状況把握に努めているところです。また、タブレットもあるため、希望次第ではありますが、希望する方にはタブレットを渡して学校の授業の様子を配信して、様子を見ながら子ども達が学校でどのようなことをしているのか見られるような環境作りをする等、様々な取り組みをしているところです。

小西教育長 不登校については、本市においても大きな問題です。なかなかすぐに登校することは出来ませんが、関係を切らないように学校には伝えていきます。こども相談室もあるので、そちらとも連携を図りながら進めて行きたいと思っております。

池田委員 県指定事業についてですが、教育委員としてどのような事業をしているのかという事が分からないのは良くないと思うので、公開研究会等があるときに参加できれば良いのですが、なかなか他の都合により参加できないというような事もあります。3年目の事業になれば、その成果というところで良く分かると思うのですが、今始めたばかりのものについては、どういうことについて取り組んでいるのか分からないという状況です。そういった状況は良くないと思うので、各学校の要覧であったり、公開研究会に出す資料の一部でも良いので、そういったものを配ってもらえると、大竹市の取り組みについて知ることができ、質問があった時にも取り組みを答える事が出来ます。どのような形でも良いので、資料をいただけたらと思っております。報告についても詳しいものではなくても良いので、何らかの形で教育委員にも資料がもらえれば助かります。あと、教科担任制についてですが、ある程度のクラス数があれば担任の教科の交換が可能だと思うのですが、クラス数が少ない学校では難しいという事もあるので、可能であれば教科担任制をしている学年の時間割を見せていただけたらと思っております。専科がどのように関わっているか、担任がどのように教科を振り分けているのか時間数が分かるような資料があれば教えていただけたらと思っております。

事務局 県指定事業それぞれで、どのような取り組みをしているかというのは、県の指定の要覧等ではなく各学校の取り組みという事でしょうか。

池田委員 そうです。

事務局 分かりました。県指定の初年になりますので、学校も手探りの期間が2学期終わり頃まで続くと思っておりますので、資料を学校から出せるものが出来たら、ご報告出来たらと思っております。また、1年終わりましたら、学校から報告書が出てきますので、そういったものを使って、1年の成果と課題については報告できたらと思っております。教科担任制の時間割については、学校が作成します。教育委員会会議の場でお示しして良いものかどうか県に確認して大丈夫でしたら、またいつかの機会にお見せできたらと思っております。

小西教育長 その辺りの情報提供については、学校と県と連携をとりながら、ご希望に添えるようにしていきたいと思っております。

池田委員 無理のないようにしてください。

小西教育長 分かりました。ありがとうございます。

他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 令和5年度大竹市教育委員会生涯学習概要図(案)について

小西教育長 日程第8「協議・報告事項 令和5年度大竹市教育委員会生涯学習概要図(案)について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 基本路線としましては、令和4年度の事業内容をそのまま引き継ぐ形になりますので、大きな変更点はありません。大竹市まちづくり基本構想のキャッチフレーズである、「笑顔・元気♡ かがやく大竹」これを実践するために、大竹市内の住民の方々、子どもたち、すべてにおいて笑顔・元気になっていけば、大竹市がかがやいていくと思っています。そのために生涯学習推進の方向性として、3要素、「人づくり」、「絆づくり」、「地域づくり」があります。循環型の学習と実践ができるような仕組みを作っていきたいと思っています。その施策の主な柱として、5点あります。「Ⅰ子どもの学びと成長を支える教育の充実」、「Ⅱ未来を担う青少年の健全な育成」、「Ⅲ生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進」、「Ⅳ豊かな心身を育むスポーツの推進」、「Ⅴまちへの愛着と誇りを育む歴史・文化の保存・継承の推進」となります。まず、「子どもの学びと成長を支える教育の充実」は、学校連携・子どもの居場所づくり事業を実施していきます。地域と学校の連携協力、放課後子ども教室、らんらんカレッジ事業の推進、放課後児童クラブの運営となります。「未来を担う青少年の健全な育成」としまして、青少年育成事業があります。人材育成、ジュニアリーダーや今年4年ぶりとなります、豊見城市の中学生の交歓交流事業を開催したいと考えています。推進体制の充実としては、市民のつどい、青少年育成講演会の実施があります。「生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進」は、生涯学習推進事業で、生涯学習グループ支援、社会教育事業、文化祭などがあります。社会教育施設の維持管理事業については、生涯学習の拠点施設、地域活動の拠点施設の保全・改修をしています。新たに令和5年度新規事業となっている、玖波地域交流施設基本構想・計画作成業務事業については、玖波公民館の建替えが決定したので、これに基づいて玖波公民館・玖波コミュニティサロン・玖波支所・消防屯所これらの公共施設を複合的な施設にするのかどうか、こういったところを基本構想として令和5年度に考えていきます。その中で、住民の意見も聞くために、地域の代表者様、自治会連合会やPTAの方とかそういった方に集まっていただいて、まずは方向性を説明させていただこうと思っています。内容について、協議の場を作っていこうと思っています。「豊かな心身を育むスポーツの推進」についてです。スポーツ振興事業として、スポーツの普及、推進体制の充実を進めていきます。「まちへの愛着と誇りを育む歴史・文化の保存・継承の推進」として、文化財保護事業を行います。文化財等普及啓発に係る令和5年度の拡充事業として、大竹祭りの山車行列及びび谷和神楽団への補助の追加とあります。現在、大竹祭りの山車は風情ということで大竹市の最初の無形文化財に指定されています。現在は、山車ではなく奴の行列を補助事業として補助をしているのですが、コロナ禍の影響で山車の後継者の育成が難しいということで、山車行列についても、補助を支給するように計画をしていま

す。また、大竹市内に数か所神楽団を編成しているところがあるのですが、現在活動しているのが、谷和神楽団のみとなっています。今、文化財審議会の中で、谷和神楽団を無形文化財に指定するという方向にまとまったため、令和5年度に指定とともに補助金の支給を決定しようとしています。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員　　この3年間新型コロナウイルスの影響で、なかなか活動が十分にできていなかった中で、活動が令和5年度から活発にできるようになるのではないのかなと思うと、とても楽しみです。中学生の交流であったり、らんらんカレッジ、市民グループの活動など、活発になってくるのではないのかなと期待をしています。気になっているのが、大竹駅伝についてです。本年度も実施する予定でしたが、なかなかボランティアが集まらなくてできなかったという残念な状態であり、なくなるのはさみしいので、本年度具体的にどう進めていくつもりか教えてください。2点目は、3月から下瀬美術館が開館になっているのですが、手すき和紙の体験がされています。大竹の文化を広めていくことができるので、連携できればしていただきたいと思います。3点目が、市民プールのことなのですが、小方学園で市民プールをしていると思うのですが、今度大竹小学校に新しいプールができると思うのですが、そこは市民プールとして開放するのでしょうか。

事務局　　大竹駅伝については今回3月議会でも説明した内容になりますが、残念ながら令和4年度につきましては、ボランティアの確保が難しく中止をしました。その後、体育協会やスポーツ推進委員、中学校体育連盟等の団体を集めて、今後、人数の確保等をどのように進めるか協議をしました。結論としてはまだ決定はしていないのですが、現状のコースで実施するのはとても難しいという結論は出ました。警察からの指導はみどり橋のアルクやウォンツがある交差点が、最初のランナーが通過して最後のランナーが通過するまで、30分間かかるのですが、その間一切の通行が認められないという状態で往復2回通行止めにしなれないといけないということになります。そうすると、国道2号線からみどり橋に入ってくる、または、油見トンネルから国道に抜けることができなくなるということで、大きな交通の支障になります。そのため、その区間を通行止めにするのは難しく、そのほかの区間についても、商業施設、大竹駅のアクセスもできなくなるため、なかなか現状での開催は難しく、コースの変更を考えないといけないという意見も出ていました。具体例としては、晴海臨海公園の中を周回するコースという案が出ていまして、これであれば距離は短くなりますが、交通の支障は少なくなります。ただ、周回コースということになると、5区間全て同じコースを走ることになります。そうすると、駅伝というカテゴリではなくリレーマラソンというように名前を変えて行うことになるという意見も体育協会より出ました。その辺りについては、令和5年度に駅伝の実行委員会を作りまして、そこでしっかりと協議をさせていただいて、警察と協議をしていこうと思っているところです。次に、手すき和紙と下瀬美術館の関係についてですが、手すき和紙保存会については、外部の団体になり大竹市として直接かわりはありません。聞いたところによると、手すき和紙の保存会の方と、

美術館が協議して、美術館のホールの入り口で手すき和紙体験会を実施するというので話が進んでいると聞いています。今後、教育委員会も下瀬美術館の美術文化の部分では窓口になりますので、しっかりと共同して盛り上げていきたいと思います。市民プールについてですが、現在、小方学園のプールを市民プールとして開放しているのですが、大竹小学校のプールについては市民プールの開放事業としては考えていません。これについては、市民プールとして開放するには、監視員を配置しないとイケないのですが、監視員は専門の知識、研修を受けたものでなければならぬと国の定めがあります。それをするには、警備会社に委託をして、さらに警備会社も研修を受ける人員を雇わないとイケないということで、委託料の高騰もあり2か所で大竹市が実施するというのは難しいため、現状としては小方学園の市民プールのみを開放としています。

中田委員 放課後児童クラブについてです。民間に委託して次が3年目になります。以前小方小学校のみどり児童クラブを視察したのですが、新型コロナウイルスも落ち着いてきたので、民間委託してどのようになっているのかを見てみたい気持ちがあります。その辺りスムーズにいつていると思うのですが、保護者から何か意見が上がっていれば教えていただけたらと思います。

事務局 放課後児童クラブも、現在、株式会社明日葉に委託をして令和5年度が3年目になります。今のところ順調にいつていまして、特に大きな問題も起こっておらず、株式会社明日葉の活力を生かしていると思います。株式会社明日葉が独自に考えて放課後児童クラブの中でイベントをしているので、保護者からは、そういったところが楽しくできているといった意見はいただいております。また新型コロナウイルスが収束したら、教育委員の皆様放課後児童クラブの様子を見ていただくということもできたらなと思いますので、また機会があればご紹介したいと思います。

小西教育長 以前もなかなか見る機会がなかったもので、また来年、企画していきたいと思っています。ただ、放課後児童クラブは開催時間が放課後になるため時間的に難しい部分があると思います。そのあたりも工夫していけたらと思います。

他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 教科書採択に関する請願について

小西教育長 日程第9「協議・報告事項 教科書採択に関する請願について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 概要は、令和5年1月13日付けで、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしまより、「教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること」及び「発言者名を記載した選定委員会会議録の作成と公開を求める」という請願が、教育長あてに提出されました。

なお、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしまは、広島県の元教員、

保護者、市民が構成する市民団体であり、最近では、広島市教育委員会が、小学校1年生から3年生用の平和ノートから、漫画「はだしのゲン」の引用を削除し、被害者の体験談に差し替えることに決めたことに対して、撤回を求めています。

請願事項は、「教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること」という請願は、静ひつな審議環境で教育委員会が適正な教科書を公正、適正に採択することを確認し、市民の的確な理解と批判により公正で民主的な教育行政が推進されるために、教科書採択会議の公開を求めるというものです。

また、「発言者名を記載した選定委員会会議録の作成と公開を求める」という請願は、教科書採択に係り、不当な支配が疑われたり、公正性に疑義が生じたりした場合、市民が発言の適正性及び公正性を検証し、判断するための情報として、発言者名を付した選定委員会会議録を作成し、公開する必要があるというものです。

では、それぞれの請願について、事務局としての考え方について説明します。

一つ目は「教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること」についてです。

令和4年3月31日付で文部科学省が発出している「教科書採択における公正確保の徹底等について」という通知には、次のように示されています。『教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな審議環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。』

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。』

これによると、静ひつな審議環境は、必ずしも非公開であることが条件ではなく、外部からのあらゆる働きかけに左右されない環境のことを言い、これは、会議の公開・非公開によらないことが読み取れます。また、公開とする場合は、傍聴に関するルールを明確に定め、適切な審議環境が確保できればよいとされています。

傍聴に関するルールについては、大竹市教育委員会傍聴規則第5条において、次のように定められています。

「第2号 静かに傍聴し、私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。第3号 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。第4号 教育長の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。第5号 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。」

また、同じく第6条では、「傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は、傍聴を禁じたときは、直ちに退席しなければならない。」と定められています。これらの規則により、傍聴人に発言は許されておらず、何らかの不適切な行為があれば、教育長が退席を命じることで静ひつな環境は保たれるものと考えます。

また、教科書採択は公正かつ適正であることが求められ、現在、会議後に議事

録を公開しているものの、採択が開かれた場で行われることで、より公正さが保たれるとともに、外部より疑念が生じるのを未然に防ぐことができると考えます。

なお、他市の状況を調べた結果、教科書採択時の教育委員会会議を公開している市は8市あり、そのうち1市が、現在は公開していませんが、これから公開予定としています。また、非公開としている市が1市、検討中が1市でした。公開している市は、公開する理由を、採択する過程を公開することで公正性を確保し、市民に対する説明責任を果たすためとしています。一方で、公開していない市は、公開しない理由を、公正な採択を行うために静ひつな環境を確保するためとしています。公開、非公開ともに、公正な採択を行うためとの理由は一致しています。

これらを勘案して、本市においては、静ひつな審議環境を保ちつつ、公開することが可能であること、公正かつ適正に教科書採択が行われていることを、広く市民に知らせること、教科書採択時の教育委員会会議を公開している市が非公開の市より多く、公開することにより混乱が生じていないこと、という三つの理由から、教科書採択時の教育委員会会議を原則公開とし、請願を採択することを提案します。

続いて、二つ目「発言者名を記載した選定委員会会議録の作成と公開を求める」についてです。教科書選定委員会の答申は、教育委員会で審議をするための資料であり、あくまでも採択権者は教育委員です。そのため、意思決定がなされない選定委員会の議事録に発言者名を記載する必要はないと考えます。

また、選定委員会会議録は公開しており、発言者名が記載されているかどうかにかかわらず、不当な支配が疑われたり、公正性に疑義が生じたりした場合、発言の適正性や公正性を検証することは可能であると考えます。

なお、先の調査において、発言者名を記載した選定委員会会議録を作成し、かつ公開している市は3市でした。また、会議録を作成しているが、発言者名を記載していない、あるいは発言者名を記載しているが公開していないという市は5市、会議録を作成していない市が2市でした。

これらのことから、従前のおり、議事録の公開のみで十分であると考え、請願は不採択とすることを提案します。

小西教育長　　まず、一つ目の教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開することについてお諮りします。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小 城 委 員 　　公開というのは、会議の公開なのか議事録の公開なのかどちらなのでしょう
か。

事 務 局 　　会議録はすでに公開していますので、傍聴という形での公開となります。

池 田 委 員 　　何年か前にもこのことについて話をした記憶があるのですが、その時は発言したことは受け取り方によってずれが生じることが心配だなということで、言葉が一人歩きしないようにしないといけないという話もあり非公開ということにしたと思います。今、教育委員会会議の議事録で発言がほとんどそのまま公開されているような状態にあるので、きちんと議事録を読んでもらえば発言

者の意図がきちんと伝わる部分もあるのかなと思うので、他市が公開という流れになっているのであれば提案通りの内容でいいと思います。

中田委員 他市が公開している中で、そんなに混乱をしていないというところがありました。その流れで行けば、公開しても問題はないのかなと思いますし、ここ最近ニュースで、教科書採択に当たって、いろいろなニュースが出ていますので、そういった疑いを向けられるのであれば、内容を公開する方向でもいいのかなと感じています。

小城委員 公開する方向になった場合、傍聴した人がその内容を何かしらの媒体で発信した場合にはどのようなのでしょうか。

事務局 その場合タイムリーに発信するということになるのですが、後々会議録が公開されることとなりますので、SNS上の意見が正しいかどうかは明らかになるとと思いますし、そのあたりについては問題ないのではないかなと思います。

中田委員 それであれば、傍聴する前にそういった行為をしないよう求めるわけではなく、傍聴は許可するということになるのでしょうか。

事務局 傍聴する際のルールについては、先ほど事務局から説明したとおりということになりまして、その場でふるまいに関して会の進行に反する行為をする場合退出してもらうものしかありません。SNSの発信については、会議に関するところだけではなく行政に関するところで、よくあるところだと思います。それを禁ずるとするのは今のところ庁舎の中でもありません。先ほど説明があったようにこの会議の議事録は、すぐの調整は難しいのですが、整いましたらHPや情報公開コーナーで公開するので、そちらで正しいことを確認していただくということになります。

小西教育長 委員の意見としては、原則公開とするでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 次に、選定委員会の会議録の作成についてはどうですか。教育委員会事務局としては、議事録の公開で発言者名については公開しないということになります。

池田委員 これは、会議録の作成と公開ということで、選定委員会を公開するということではないですね。選定委員会で決定した後に公開されるということで、請願書の中にもありましたが、発言者の名前が乗ったとしてもその方に圧力をかけたとしても選定委員会では、決定していることなので、動かないものというように解釈してよろしいのでしょうか。

事務局 委員が言われたとおり、変わらないと考えて良いと思います。

小城委員 会議録の作成と公開はしないということでしょうか。

事務局 会議録はすでに公開しています。現在は出席者名の公開はしていますが個々の発言者の公開はしていません。そこについて公開してほしいという請願です。

池田委員 この請願書の中では、出席者については名前が書いているのに、何のために発言のところまで公開してほしいのでしょうか。ここは決定機関ではないので、もし個々がどのような発言をしたかによって、選定委員になることに支障があるようであれば、そういったところまで公開するということは必要ないのでは

ないのかなと思います。

事務局 会議録の発言に名前を付することで、誰がどういった発言をしたか個人が特定されるので、誰が外部からの不正な働きかけを受けて発言しているかどうか分かるという理由です。

小城委員 請願は不採択で良いと思っています。先程もあつたように、出席者名の公開はしていますし、それぞれ各々がどのような発言をしたのかは知る必要があるのかどうかというの也有ります。「圧力が」と書いてありますが、そういったことを担保するためにも請願不採択で良いと思います。

小西教育長 全体の意見としては、請願は不採択で良いでしょうか。教科書選定委員会は議事録の公開のみでよろしいでしょうか。確認させていただきます。

委員一同 異議なし。

小西教育長 教育委員会会議については傍聴を認めるということ、教科書選定委員会については、議事録のみの公開とすることとします。

質疑やご意見がなければ、協議を終わります。

委員一同 なし。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和5年第3回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時31分】

.....